

今月の焦点

金融再生プログラムと主要銀行の取組み

要 旨

金融再生プログラムでは、当面は主要行への資産査定厳格化とこれに伴う引当金積み増しが焦点で、株価下落に伴う資本減耗等も予想されることから、各行の資本増強の動きが目立つ。これにより3月危機は避けられようが、各行とも増資に伴う配当負担も加わって、一段と収益に向けた業務再構築の模索が続こう。また産業再生や中小企業金融の円滑化、金融機関への公的支援のあり方など新しい金融の仕組みづくりも想定されているが、運用具体化が今後の課題となろう。

当面の焦点は資産査定の厳格化

昨年10月末、政府は強固な金融システムの構築を目指して、①新しい金融システムの枠組み、②新しい企業再生の枠組み、③新しい金融行政の枠組み、を柱とする「金融再生プログラム」を公表した（表1参照）。

このうち①では不良債権処理に伴って懸念される中小企業金融への配慮、金融機関への公的資金による特別支援、②では産業再生機構設立の構想が示された点で従来になかった特色があるが、具体的内容は今後の検討に委ねられており、当面の金融機関経営への影響が大きいのは、③のうち資産査定厳格化である。期末を控えてメガバンクなど主要銀行は、これに対応した経営方向を明確化しているため、以下に同プログラムの概要とその影響を考えてみた。

（表1）金融再生プログラムの概要

プログラムの区分	主要な内容（工程表の主要内訳）
1. 新しい金融システムの枠組み ・ 中小企業金融 ・ 特別支援	・ 中小企業貸出に関する担い手の拡充 ・ 中小企業をサポートする仕組みの整備 ・ 新しい公的資金制度の創設
2. 新しい企業再生の枠組み ・ 企業再生	・ 貸出債権取引市場創設 ・ 産業再生機構設立、RCCの企業再生機能強化
3. 新しい金融行政の枠組み ・ 査定厳格化 ・ 自己資本の充実 ・ ガバナンスの強化	・ 引当に関するDCF手法の採用 ・ 大口債権者に対する債務者区分の統一 ・ 繰延べ税金資産に関する参入の適正化 ・ 優先株の普通株への転換等ガイドライン整備

資料 金融庁「金融再生プログラム」により作成

まず金融機関の不良債権処理については、2005年3月期までに「主要行（12行）の不良債権比率を2002年3月期に比べ半減させる」として目標を厳格化（注）、これを実現するため金融庁の特別検査実施を決定。その際DCF手法（コラム1）の導入、自己査定と金融庁査定の格差見直し、銀行間で異なる大口債務者についての債務者区分統一等の方針が示された。DCF手法適用の対象は、差当たり主要行の要管理先および破綻懸念先のうち、与信額が1000億円以上の大口債権者とされており、該当債権は要管理先債権の約6割、10兆円程度とみられている。債務者区分の統一は、産業再生法で再生機構が債権買取りを「適正な時価」を基準に行うこととしているため、適正な時価を実現するうえでも必要な措置。

この結果、要管理・要注意債権の処理が2005年3月期までに半減するよう加速され、またDCFの導入により要管理債権部分を中心に引当金が積み増しとなる可能性が高い。市場では、東京三菱銀行（SEC基準で決算、DCF法を採用）の要管理債権への引当率が33%と他の主要行に比べ約10%程度高いことから、各行の引当率が10%程度上昇すると見ている（みずほは要管理債権に対する引当率を18→35%に引き上げる計画）。

因みに2002年9月期の金融機関の不良債権（金融庁・2月公表）は、最近の処理促進にも拘わらず、全国銀行で40.1兆円、主要銀行分は23.9兆円と依然かなりの高水準に達しており、これ

ら不良債権の早期処理は主要行にとって大きな負担となる。

なお、再生プログラム策定前に当局・銀行間で意見の対立した「自己資本のうち繰延べ税金資産の資本参入」（コラム2参照）や公的資金注入金融機関の経営者責任（ガバナンス）については、金融審議会の作業部会での検討に委ねられることとなった。

（注）これまでの不良債権処理の目標は、主要行に対して「破綻懸念先以下の債権について既存分は2年以内、新規発生分は3年以内にオフバランス化すること」とされていた。

（コラム1）

DCF（ディスカウント・キャッシュフロー）法
貸出債権の価値を評価する手法で、貸出債権の将来予想される元利回収額（キャッシュフロー）を現在価値に引き直して合計額を債権評価額とするもの。評価額が帳簿価格よりも低い場合には、その差額分を貸倒引当金に計上する。金利減免の場合、従来の邦銀の手法では、金利支払いが行われる限り引当の増加にはならないが、DCF法では元利の減免となるので減免時に損失を認識し、その分の引当金が増える。

（コラム2）

税効果会計に基づく繰延べ税金資産

わが国では、不良債権の無税償却について銀行の裁量が認められないため、銀行が有税で不良債権の間接償却を行うと、会計上の税引き前利益と課税所得に相違が生ずる。この前払いした税金部分の負担軽減のため3年前に導入されたのが、税金部分の自己資本への繰入を認める現行制度。近年、銀行の不良債権処理促進によりこの繰延べ税金資産が、中核的資本の過半を占めるに至ったが、予定した利益が上がらないと、税金資産が回収されないこととなり、資本の健全性が問題視された。

各行の自力資本調達強化と収益対策

金融庁の査定厳格化の方針を受けて、各行とも不良債権処理を促進しており、これに伴う処理負担増加と株価低迷による株式含み損（12月末現在で一行当たり5000億円超）も加わって、最終損益の大幅下方修正を余儀なくされている。

こうした状況下、公的資金の再注入による行政の経営介入を回避し、経営の自由度を確保するため自力の資本増強を積極化している。こうした各行の努力は銀行の体力、経営戦略により幾分異なったものとなっているが、第1に海外投資家からの第三者割当を含めた過去に例を見ない大型増資、第2にグループ内の再編や合併を含む大幅な組織改革の併行、第3に不良債権や株式を含む信用リスクの大幅な圧縮を伴っている等の点に特徴がある（表2）。

これを各行別にみると、以下のとおり。

みずほグループは、①第一生命など国内外の機関投資家や取引先による優先株引受けにより総額1兆円の増資を計画、また②3月に「みずほフィナンシャル・グループ」を設立し、銀行・証券・信託とカード、システムを含む全てのグループ企業を統括する新持ち株会社を設立。さらに③下期1兆円の保有株式売却、グループ4行で03年度中に不良債権を管理する専門会社新設、企業の再生を専門的に手掛ける計画。

三井住友銀行は、①ゴールドマン・サックスを引受け先とする1500億円の優先株増資に続いて、3月末までに3000億円の内外機関投資家向け追加増資を発表。同時に②わかしお銀行と合併、子会社わかしお銀行を存続会社として合併差益の捻出を予定、あおぞら銀行の株式購入にも意欲的。

UFJグループは、①不良債権を別会社に移管（民間型産業再生機構）、この別会社が優先株1200億円発行しメリルリンチが引受けのほか、トヨタ・グループからの300～500億円を含め優先出資による調達1100億円を予定。さらに②上期2.7兆円、下期1兆円のリスクアセット圧縮を計画。

三菱東京フィナンシャル・グループは、普通株の公募により3500億円の増資、また主要行で最高の7000億円の不良債権を整理回収機構（RCC）に売却する方針。

りそなグループは、①3月の大和・あさひの分割合併による「りそな銀行」、「埼玉りそな銀行」への再編などスーパー・リージョナル戦略に沿った組織改革、②国内取引先企業を中心に優先出資証券で1000億円の資本調達を予定。

これと同時に、各行2005年3月末までに早期

(表2) 主要行の損失処理と増資予定

	貸出残高	不良債権残高 (同比率)	不良債権の 処理損失	保有株式の処 理・含み損失	2002年度業績 見通し	増資予定(引受け先)	発行方法
みずほ	746,876	49,731 (6.2%)	20,300	10,059	7,800 ▲19,500	10,000 (国内8500、海外1500)	優先株 (第三者割当)
三井住友	652,376	57,031 (8.7%)	7,000	12,773	10,800 300	1500 (米ゴールドマンサックス) +3,000	優先株 (同)
UFJ	481,048	50,180 (10.4%)	4,800	6,437	7,350 700	1,200 (米メリルリンチ)+1,100	優先株 (同)
三菱東京	499,069	36,750 (7.4%)	4,600	7,236	6,450 ▲1,850	3,500	普通株の公募
りそな	307,526	31,484 (10.2%)	3,650	1,000	1,060 ▲1,850	1,000	優先出資証券

資料：各行発表と各紙報道から作成

(注) 1. 貸出・不良債権残高は2002年9月末、保有株式の処理・含み損失は12月末の計数

2. 2002年度業績見通し——連結ベース、上段は業務純益、下段は最終損益

3. 単位は億円

退職制度の導入などで15%程度人員・店舗の削減(みずほが従業員の年収を平均10%カット、三井住友が賞与削減、三菱東京が役員報酬の引き下げなど)を検討している。

これら大型増資について市場の評価は好意的ではないが、いずれにせよ配当負担が大きくなるのは事実であり、各行とも従来以上に収益確保に本腰を入れて取組んでいる。

その第1は、リスクに応じた金利設定。銀行の債権流動化や産業再生機構などへの売却、当局の債権売買市場創設支援など債権の適正な時価形成が行われる環境が整備されてきたことが、金利水準の是正を積極化している背景。

第2は、各行が自行の特徴を踏まえたビジネスモデルを模索するなかで、投資信託窓販のほか先端金融技術を活用した資産流動化や中小企業再生など相応の非金利収入ビジネスを強化していること。

第3には、在来型の銀行業務の延長上にあるリレーションバンキングの強化とリテール業務の拡充——中小企業向け貸出のほか、個人向け住宅ローン、無担保消費者ローンに重点を置く等であるが、いずれも所期の実績を挙げるまでにはなお時間を要するとみられる。

中小企業金融、特別支援などでの 新しい金融システムの可能性

「新しい金融システム」では、金融再生が産業再生と表裏一体であるとの認識に基づき、不

良債権の処理促進に伴って懸念される貸渋りや中小企業金融への対策を列挙している。これらのなかでは、①主要行の不良債権のうち中小企業が債務者である分をRCCに売却した場合に、中小企業再生信託やデット・エクイティ・スワップを活用して再生をサポートする仕組みの整備や②再生手続きに入った企業へのDIPファイナンスに対する信用保証制度拡充、③中小企業の資金調達支援のための売掛債権担保証券化(ABCP)市場創設とこれを受けた日銀の貸出担保適格化措置(昨年12月)、などは前向きの動きとして評価される。

しかし、中小企業企業向け計画未達成先への業務改善命令など過度の公的関与は金融機関経営の自由度を損なう恐れもあり、この面では当局の自重も肝要である。

他方、自己資本の不足する金融機関への公的支援のあり方についても、金融審議会で検討されることとなった。金融機関への公的資金注入につき現行法上想定されているのは、金融危機発生時の公的資金注入(預金保険法102条)のみであり、危機発生を未然に防ぐような公的支援の仕組みはない。これを補完するため提案されているのが、金融機関に対する「特別支援」の枠組みである。この適用基準につきプログラムでは、「個別金融機関が経営難や資本不足もしくはこれに類似した状況に陥った場合に、特別支援の枠組みを即時適用」としているが、具体的な運用は金融審議会で半年程度かけて結論

をまとめる方針。上記の銀行増資については「高コストで不自然な組織変更を伴う対応」（一部エコノミスト）との批判もあり、公的資金も活用すべきとの意見も根強い。ただ、特別支援を受けることとなった金融機関代表者の責任のあり方や注入した公的資金の国民負担のあり方については考え方が分かれている。

今後、公的資金注入行への優先株の転換権行使や経営健全化計画未達先への監督権行使についても見直される予定となっており、これらの議論と併せてコンセンサスを得て特別支援の枠組みを定着させていくことが必要である。

産業再生機構の狙いと問題点

再生プログラムでは、これまで不良債権処理の難関とされていた問題大口先企業につき、企業再生に取り組む「産業再生機構」設立で打開しようとした点が評価されている。

同機構は、預金保険機構の下にRCCと並んで設立、「要管理先」等に分類される企業のうち再生可能と判断される企業の債権買取り、再生への追加融資や出資、信託、保証機能等を備えた金融機関とする。機構の資本金は1000億円

不良債権の買取りのための資金枠として10兆円を政府保証で民間から借入れ、メイン行と対象企業から再生支援の申込みがあると再生委員会が再生可能性を基準に照らして審査し、可能性が高いと判断すれば、「適正な時価」で債権を買取り、メイン行と協調して企業再生を後押しする。再生の過程で、採算部門と非採算部門の分離、債権放棄など行われる。問題は産業再生機構の債権買取り基準（注）であるが、これについては、①債務者企業について財務健全化基準と生産性向上基準を満たし、再生計画が3年以内に終了すること、②当該債権の処分が可能となる蓋然性が高いこと、とされており運用面での裁量の余地は大きい。同機構の活用についても、適用基準や損失発生時の負担のあり方などについて、十分な議論を尽くし透明性の高い基準を設けて実行に移されることが望まれる。

（注）債務者企業の二つの基準は次のとおり。

財務健全化基準——①有利子負債のキャッシュフローに対する比率が10倍以内、②経常収入が経常支出を上回ることの双方を満たす。生産性向上基準——①自己資本利益率（ROE）が2%以上向上、②従業員1人当たり付加価値額が6%以上向上のいずれかを満たす。

（荒巻 浩明）